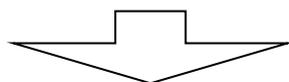


堺市障害者（児）自立生活訓練事業 登録から契約の流れ

	手 順	必要書類等（様式）	書類の流れ	備考
登録	①登録申請書類の作成	①堺市障害者（児）自立生活訓練事業者登録申請書（様式第1号） ②実施場所計画書（様式第2号） ③運営体制計画書（様式第3号） ④利用者負担計画書（様式第4号） ⑤障害福祉サービス等事業の指定書の写し（代表的な事業1箇所のみ）	→事業者が障害施策推進課へ提出（郵送可）	随時募集
	②登録の決定	堺市障害者（児）自立生活訓練事業者登録決定（却下）通知書（様式第5号）	→障害施策推進課が事業者へ送付	①障害施策推進課において審査のうえ、申請から2週間を目途に登録の可否について通知します ②登録は年度単位で2年。更新申請しなければ効力を失います。登録を更新する場合は、有効期間満了日の30日前までに、規定の申請書類を提出してください。 ③登録事業者数の上限はありません



	手 順	必要書類等（様式）	書類の流れ	備考
契約	③契約の締結	業務委託契約を締結	→障害施策推進課から事業所へ送付	①令和7年度内に、自活訓練事業の利用申請が見込める5事業者と契約を締結します ②単年度ごとに契約を締結します ③契約書2通を作成し、各自1通を保有します
	④自活訓練事業の開始	堺市障害者（児）自立生活訓練事業 手順表（別紙4）を参照		